

第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

【解説】

第1項では、子どもや親などの当事者を含むすべての町民が、子どもの権利侵害について真剣に考え、彼らがいつでも相談でき、内容によっては彼らを救済すべく動くことのできる相談・救済機関を置くことに言及しています。

第2章で掲げるように、子どもは実に様々な権利を有しており、その権利を侵害されたとき、または侵害されそうになったときには、相談や救済を求めることができますが、子どもは「権利の侵害」という概念を理解できない場合が多く、自分の悩み・苦しみが権利の侵害にあたるのかわからず、悩み続けるケースが多くみられます。第2項では、権利侵害からの救済を求めることができる者として、子ども以外に「親、子ども施設関係者及び町民」と規定していますが、これは子ども自身による権利侵害の判定が困難な場合を想定しています。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

【解説】

ここでは、第17条で挙げた相談・救済機関として設置する子どもの権利救済委員について述べています。救済委員は、子どもの救済や回復に向けてより柔軟・迅速に対応できるよう独任制とし、具体的には法曹関係者、教育関係者、児童福祉関係者などが望まれます。また、その職責から「議会の同意」を得ることとしています。第5項では救済委員を補助するスタッフとしての権利相談員について述べています。相談員は救済委員へ繋ぐ直接の窓口となり、その資質は救済委員と同様に高いものが求められます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
 - (2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
 - (3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。
- 2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。
 - 3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。
 - 4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

第19条では、救済委員の職務を規定しています。相談を受け、救済や回復のために助言や支援をし、必要に応じて調査、調整、勧告、是正を行うという一連の救済に向けての動きを、いくつかの機関や部署でたらい回しにすることなく、ひとつの機関で引き受けることは、子どもに大きな安心感を与えることとなります。勧告は町の行政機関や職員に対して行うもので、是正要請は教育委員会などの町当局以外の機関や個人に対して行うものです。個人に向けてされるばかりでなく、機関に対して、子どもの権利侵害の救済に必要な制度の改善等の提言をすることも含めます。救済委員は、勧告や是正要請の権限をもちますが、一方的に勧告や是正要請をして、権利侵害をした相手と子どもとを対立させてしまつては、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。救済委員の実際の仕事は人間関係を調整することであり、権利侵害をした側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた取り組みを進めていきます。

(勧告などの尊重)

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

【解説】

救済委員から勧告や是正要請を受けたものは、真摯に受け止め、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

子どもの権利侵害を救済し、関係を回復させ、子ども自身が問題を解決していく力を支援するためには関係機関や関係者との連携が必要不可欠です。救済委員はこれら関係機関や関係者と連携し、協力して子どもを救済します。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

【解説】

救済委員は子どもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、町や子ども施設、地域の団体などのどれにも属さない、独立した第三者機関であり、町はその独立性を尊重します。町や親、子ども施設関係者、町民は、権利侵害をされた子どもが救済され、その状況が回復するよう救済委員に協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

【解説】

救済委員が町長や議会、広く町民に活動状況を報告することで、救済委員の活動状況が把握できるだけでなく、ひいては子どもの直面する問題やその現状に対して共通認識をもてることに繋がりますが、プライバシーを侵害することのないよう充分に注意する必要があります。